DONE in duplicate at Madrid this sixteenth day of October, 2018 in Japanese, Spanish and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation among the texts, it shall be resolved in accordance with the English text.

For Japan:

安倍晋三

For the Kingdom of Spain:

P. Sánchez

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定をここに公布する。

御名御璽

令和元年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第七号

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定

この協定の締約国は、

近年まで氷が一般に年間を通じて中央北極海の公海水域を覆ってきたために、この水域における漁獲が不可能となってきたが、この水域における氷の範囲が近年減少していることを認識し、

中央北極海の生態系が人間の活動に比較的さらされてこなかった一方で、この生態系が気候変動その他の現象に起因して変化しつつあること及びその変化による影響が十分に理解されていないことを認め、

健全かつ持続可能な海洋生態系及び漁業が食糧及び栄養に果たす重要な役割を認識し、

中央北極海における魚類資源の保存及び持続可能な管理に関する中央北極海の沿岸国の特別の責任及び特別の利益を認識し、

この点に関し、二千十五年七月十六日に署名された中央北極海における規制されていない公海漁獲の防止に関する宣言に反映されている中央北極海の沿岸国の取組に留意し、

中央北極海の公海水域について既に適用されている海洋漁業に関する条約その他の国際文書の原則及び規定（次に掲げるものに定める原則及び規定を含む。）を想起し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約（以下「条約」という。）

千九百九十五年八月四日に作成された分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（以下「千九百九十五年協定」という。）

国際連合食糧農業機関が採択した千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範その他の関連する文書